

陳述書

1. Bの投票について

Bは平成25年7月21日執行の第23回参議院議員選挙当日の午前、西東京市富士町市民集会所において、当該参院選東京地方区立候補者犬丸勝子氏(以下、犬丸勝子)に投票した。

投票時においては、投票した内容についての証拠を保全する目的で、投票用紙の下に画用紙を畳んだものを敷き、投票用紙には持参したボールペンで筆圧をかけて書き込んだ。このことによって、投票用紙と画用紙には筆跡に沿った凹みが残った。後に、石碑などの拓本を採る場合と同様の効果を求め、画用紙の凹んでいない面を鉛筆で着色した。これによって目視で簡単に投票した筆跡が読めることとなった。

2. 開票立会について

Bは犬丸勝子によって推薦された開票立会人として、開票立会人説明会(乙第8号証)に参加し、開票(乙第4、5号証参照)に立ち会った。

犬丸勝子は当該参院選に直近の第46回衆議院議員総選での投開票の不正についての疑義を持って、当該参院選の立候補を行ったものであり、Bはこの趣旨に賛同して選挙運動ポスター貼りにも協力した。犬丸勝子は多くの投開票区に開票立会人を推薦した。

Bは、投開票が正常に不正なく行われることを確認し、不正の可能性がある場合はがあればそれを指摘する、という開票立会人の使命を理解して、開票に臨んだ。

開票作業は深夜に及んだが、終了間際に、犬丸勝子候補への投票が開票立会人の閲覧に回された。

このとき、Bは犬丸勝子への投票すべてを確認し、自ら投票した票が無いことを確認した。(訴状6(2)オ～ケ)

自ら投票した票が無いことは少なくともなんらかの投開票事故の可能性を示すものであり、開票立会人の義務として選挙管理委員会職員にこの事実を指摘した。

このとき選挙管理委員会職員は「そのようなことをするのが開票立会人の仕事ではない」という発言をBに向かって行った。

同席していた他の開票立会人も、選挙管理委員会職員らの発言に同調する発言をしていた。

唯一、Bの発言の意義を認めたのが本件のもう一人の原告であるAであった。

選挙管理委員会職員らは、このまま投票が正当に実施されたことを示す、投票用紙束への捺印を拒否すると開票が終わらない、そのような行為は許されないといった趣旨を発言した。

この時点で開票立会人、選挙管理委員会職員らの臨時会議などは開催されなかった。

Bは、これに捺印してしまえば、この開票が正当であったことを自身が認めることとなり、以後この件に関して法的措置をとることが不利になるのではないかと質問した。

選管委員長は捺印しても裁判等に訴えることは妨げられないと発言した。

Bはその言葉に半信半疑であったが、周囲の恫喝的雰囲気には押され、不本意ながら捺印した。

平成26年8月21日

原告 B